

豊商同窓会会則

- 第 1 条 本会は豊商同窓会と称する
- 第 2 条 本会は愛知県立豊橋商業高等学校内に事務所を置く
- 第 3 条 本会は会員相互の親睦を図り併せて産業の振興と母校の発展に貢献するを以て目的とする
- 第 4 条 本会は私立豊橋商業学校、豊橋市立商業学校、豊橋市立女子商業専修学校、豊橋市立実業補習学校、豊橋市立女子商業学校、豊橋市立商業学校併設中学校、豊橋市立女子商業学校併設中学校、豊橋商業高等学校、豊橋商業高等学校併設中学校、愛知県立豊橋東高等学校商業課程及び愛知県立豊橋商業高等学校の卒業生並びに本会の趣旨に賛同する者も以て正会員とし各関係学校新旧職員は特別会員とする
- 第 5 条 本会の下に役員を置く
会長 1名 副会長 若干名
幹事 若干名 会計 2名
会計監査 2名 書記 2名
- 第 6 条 本会に顧問を置くことができる 会長之を推薦する
- 第 7 条 会長は本会を代表し会務を総理する
副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは之を代行する
幹事は幹事会に出席して一般会務を審議する
会計は本会の経理事務を担当する
会計監査は会計決算の監査を担当する
書記は庶務に従事する
- 第 8 条 会長、副会長、会計及び会計監査は幹事会に於て正会員中より選出し総会に報告する 書記は会長が委嘱する
- 第 9 条 幹事は正会員、特別会員中より夫々選出する 幹事選出については別に定める
- 第 10 条 役員任期は満2カ年とし、再選を妨げない
- 第 11 条 本会の会議を分けて総会及び幹事会とする
総会は毎年5月第3日曜日 会長之を招集する
但し必要ある場合には臨時に招集する事が出来る 幹事会は必要の都度会長が之を招集する
- 第 12 条 本会の経費は会費、寄付金及び其の他を以て之にあてる 会費は入会の際に終身会費を納入する
- 第 13 条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする
- 第 14 条 会則の変更は総会の決議による 但し緊急を要するときは幹事会の決議により変更し総会に報告する
- 第 15 条 本会は必要に応じて各地に支部を設けることができる
- 第 16 条 本会則に規定なき事項は幹事会に於て之を定める
- 付 則 会則制定日 昭和27年2月2日

以上

一部改正	昭和47年8月20日	一部改正	昭和52年5月8日
一部改正	昭和55年5月11日	一部改正	昭和62年5月10日
一部改正	平成9年5月18日	一部改正	平成10年5月17日

豊商教育振興基金規約（同窓会）

第1条 愛知県立豊橋商業高等学校（以下本校という）における国際交流及び部活動等の適正な活動並びにその活性化を図るため豊商教育振興基金（以下基金という）を設置する。

第2条 基金の事業内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 国際交流事業の援助に関すること。
- (2) 部活動の全国大会出場の援助に関すること。
- (3) その他教育活動の支援に関すること。

第3条 基金は、従来からある豊商教育振興基金（同窓会）に繰り入れて継続運用する。

第4条 基金の運用について、もっとも有利な預金とする。

第5条 基金の執行については、次の各号に定める委員で豊商学校活性化委員会（以下委員会という）を組織し、決定する。

- (1) 委員長 同窓会会長
- (2) 副委員長 校長及びPTA会長
- (3) 委員 同窓会副会長・監査・会計及び同窓会事務局

第6条 委員会事務局は同窓会事務局に置く。

第7条 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

第8条 基金の会計期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日とし、会計年度終了後、委員会の承認を得た後、同窓会総会で報告する。

付則

第1条 この規約は平成19年4月1日から実施する。